

顧問弁護士紹介制度事業要綱

対象	個人事業者及び法人（規模等による限定なし） ただし、後記紹介できない場合に該当する場合を除きます。
顧問契約に含まれる業務内容	①法律相談 ②法律相談に付随して行う ・簡易な法令調査 ・簡易かつ定型的な書面の点検 ③上記のほか、申込者と弁護士とが顧問契約に含まれる業務として顧問契約の内容としたもの なお、顧問契約に含まれない業務については、別途委任契約の締結を要することになり、当該弁護士が定める報酬基準による弁護士費用が別途発生します。
顧問業務時間	申込者と弁護士とが協議のうえ決定するものとします。 なお、顧問契約上の業務時間を超える場合には別途弁護士費用が発生しますので、当事者においてあらかじめ協議のうえ、追加費用を決定しておいてください。
顧問料	申込者と弁護士とが協議のうえ決定するものとします。
契約期間・更新	申込者と弁護士とが協議のうえ決定するものとします。
紹介できない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・反社会的な団体・個人からの申込みの場合（暴力団関係者など） ・目的又は手段において違法な事業その他公序良俗に反する事業を行っている団体・個人からの申込みの場合（悪徳商法など） ・風営法上の性風俗関連特殊営業を行っている団体・個人からの申込みの場合 ・申込者または法人の役員が過去に禁固以上の刑の言い渡しを受けその効力が消滅していない場合 ・神奈川県弁護士会法律相談センターにおいて、個人事業者及び法人その他の団体に対する顧問弁護士による支援を推進しようとの本制度の趣旨・目的に反し、顧問弁護士を紹介することが不相当と判断した場合
紹介方法	申込書の記載内容を前提に紹介を了承した弁護士を1名ずつ最大3名まで紹介します。
契約締結の承認	顧問契約の締結にあたっては、神奈川県弁護士会総合法律相談センターの承認が必要となります。
免責	紹介後の申込者と紹介した弁護士との間の問題については、顧問契約の締結及び契約内容の履行を含め、神奈川県弁護士会及び神奈川県弁護士会総合法律相談センターは何らの責任を負うものではありません。